



《会計・税務の知識》事業者免税制度の適用要件

はじめに

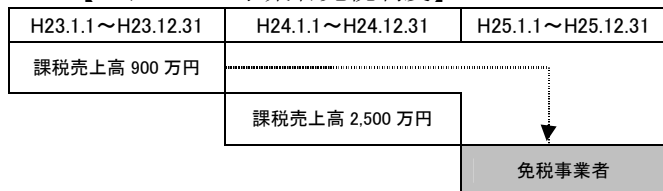
平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。「事業者免税制度の適用要件」、「仕入税額控除制度の適用要件（95%ルール）」、「消費税の還付申告に関する明細書の添付の義務化」が改正のポイントです。そこで、今回は特に影響の多い「事業者免税制度の適用要件」を紹介します。

1. 制度の概要

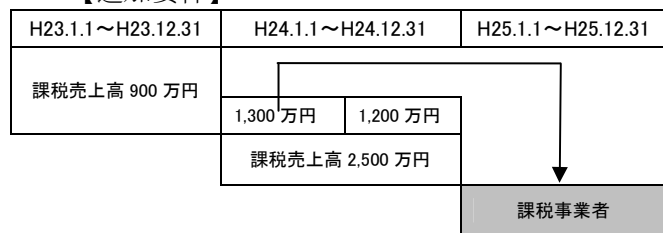
これまでの事業者免税制度の免税事業者の要件は、「基準期間（原則、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度をいう）の課税売上高が1,000万円を超えないこと」でした。税制改正によって、それに加え、「前課税期間の6ヶ月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えないこと」という要件が追加されました。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます。

つまり、課税売上高が1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ給与等支払額により免税事業者と判定することができます。課税売上高に代えて給与等支払額で判定することができることとされていますので、必ず両方の要件で判定を行う必要はなく、特定期間の課税売上高の集計を省略し、給与等支払額の基準のみで判定しても差し支えありません。

【これまでの事業者免税制度】



【追加要件】



2. 適用開始時期

この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。したがって、特定期間は、個人事業者及び事業年度が12月決算法人の場合、平成24年1月1日から6月30日となります。

3. 課税事業者判定フローチャート

この改正により課税事業者に該当するかどうかの判定は、下記の①～④のいずれかに該当するかどうかにより判定します。

- ①当課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000万円を超えている。
- ②消費税課税事業者選択届出書を提出している。
- ③特定期間の課税売上高が 1,000万円を超えている。ただし、課税売上高に代えて、特定期間の 給与等支払額により判定することも可能。
- ④相続・合併・分割の納税義務の免除の特例*又は新設法人の納税義務の免除の特例により課税事業者になる。

*対象者、対象会社だけではなく、被相続人・被合併会社の課税売上高も含めて課税事業者判定をする。また、特定現物出資で法人分割した場合、分割子会社で課税売上高が1000万円以下となっても免税事業者とならない等の特例

4. 平成23年度税制改正により考えられる事例

個人事業者の平成24年度の消費税について、基準期間である平成22年の課税売上高が1,000万円以下である場合には、免税事業者に該当します。しかし、平成25年度の消費税については、基準期間である平成23年の課税売上高が1,000万円以下であったとしても、平成24年度の特定期間の課税売上高と給与等支払額が1,000万円を超えている場合には、課税事業者となってしまいます。

結び

適用開始時期が平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度なのでまだ期間がありますが、平成24年1月1日から6月30日が特定期間となりますので、該当している場合には早めに納税準備をしておく必要があるかもしれません。

出典：国税庁HP、消費税法第9条の2

(担当：佐藤)